

■生駒市議会2014年度の 新体制が決まる。

5月臨時会において新議長に中谷尚敬議員（凛翔 絆）、副議長に角田晃一議員（市民派クラブ）が選出されました。また、議会運営委員会委員長には桑原義隆議員（凛翔 絆）、副委員長には山田弘己議員（市民派クラブ）が就任されました。

新体制で、行政をしっかり監視できる議会運営とそのしくみづくりにとりくんでいただきたいと思います。

■企画総務委員会の今年度の調査テーマは「救急業務」

生駒市議会では、常任委員会視察が行きっぱなしになっているとの反省から、平成20年度から、委員会ごとに年間の調査テーマを定め、視察もその調査の一環と位置付け、行政に対して調査に基づいた提言まで行うことにしました。しかし、今任期は「実施しない」という選択をする委員会もあり、今年度は、市民福祉委員会と企画総務委員会しか実施しないという状況です。

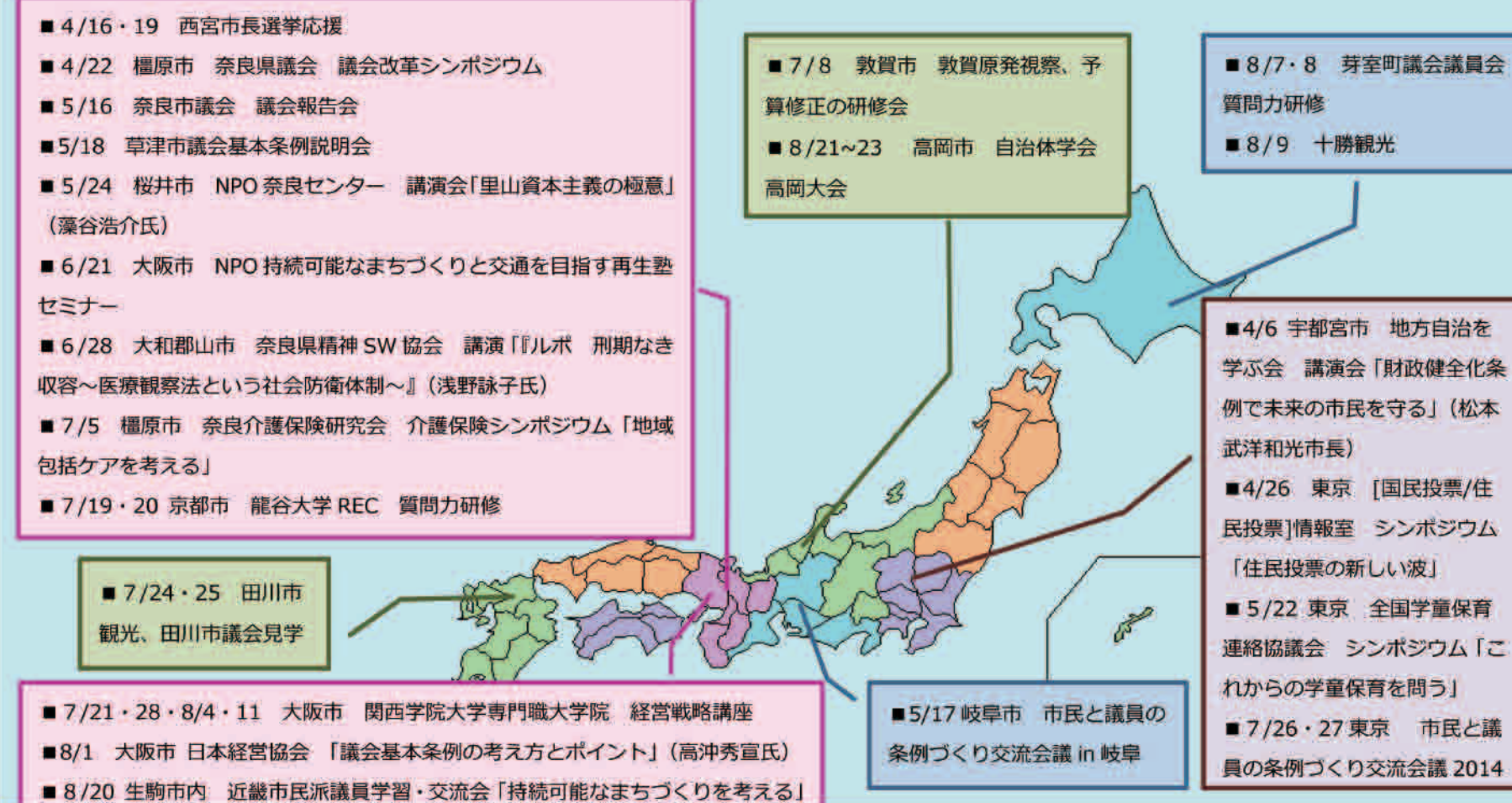
今年1月に施行した「生駒市議会基本条例」第13条でも委員会の積極的な政策立案を規定しているのに、このていだらう。基本条例は作っただけとのそりを免れません。

塩見が所属する企画総務委員会（吉村善明委員長）では、「救急業務等について」をテーマとして、現在調査を進めています。これは、高齢化の進展による救急事案の増加が見込まれ、市民の生命、身体への保護に十分に寄与する救急業務や体制の構築が不可欠であるとの問題意識によるものです。AEDの設置など、すでにいくつかの課題が見えており、その解決に向けて、今後、協議する予定です。 AEDの設置場所を意味する心肺蘇生法委員会の統一ロゴ



塩見まきこの東奔西走・南船北馬

活動の一部です。詳細は「塩見まきこの活動日記」(ブログ)をご覧ください。



塩見との意見交換会

日時：9月7日(日) 13:30~15:30

場所：コミュニティセンター(セイセイビル) 206会議室

●6月議会、その他のご報告

●9月議会の議案をご紹介
ご意見、お聞かせください！

●議員の不祥事続発！うちの
議会は大丈夫？

塩見まきこ公式ホームページ(shiomimakiko.com)もご覧ください。

これまでの市議会ニュースレターのバックナンバーや一般質問などの活動の記録のほか、ブログ「塩見まきこの活動日記」 <http://katudo403.exblog.jp> もご覧いただけます。



ツイッターもやってます。(私的なつぶやきもあり
携帯からは右のQRコードでお読み取りください)



今夏は、議員研修や学会での講師やパネリスト、事例報告などの機会をお与えいただくことが多く、いつになく多忙を極め、6月定例会のご報告が遅くなりましたことをお詫び申し上げます。

全国で地方議員のトンドモ言動が日替わりで報じられておりますが、候補者自身の政策ではなく、属性や「風」だけで選ぶ「事故率」も高まるように思います。いよいよ9月議会が始まります。議会が、皆さまが描く姿になり得ているのか、365日の主権者として、ご確認いただきたく存じます。 塩見牧子



議会と行政にホンモノの緊張関係を

し お み

塩見まきこ

市議会ニュースレター



2014年夏号

発行責任者：塩見牧子 〒630-0213 生駒市東生駒1-215-402 TEL:0743-75-3403 FAX:0743-74-8518 e-mail:shiomim753@yahoo.co.jp HP:shiomimakiko.com

常設型(実施必至型)の市民投票条例が可決！ 6月定例会

6月定例会において、「生駒市市民投票条例」が可決しました。

生駒市では、2003年に学研高山第二工区のニュータウン開発の是非を問う住民投票条例の制定を求めて直接請求運動が展開され、直接請求に必要な選挙人名簿登録者(総数の50分の1)の8倍以上の署名が集まりましたが、当時の議会はこれを否決。住民が時間とお金と労力を投じて、どれだけ多くの署名を集めても、議会にその姿勢がなければ、住民は意思さえ示すことができませんでした。

「生駒市市民投票条例」案は、投票資格者の6分の1以上の署名があれば議会は拒否権を持たず、必ず投票を実施することができるようにするというものです。この条例の制定により、ある重大な案件に関して、市民が政策決定の過程に関与する幅が広がります。

*長かった条例提案までの道のり

常設型の市民投票条例の制定は、平成22年山下市長2期目のマニフェストに掲げられ、市長の諮問を受けた「市民自治推進会議」で具体的な条例案の検討が開始されました。それ以前から市内では「在日特権を許さない市民の会」(在特会)が街頭演説で民族差別発言を繰り返して行っており、同年11月に実施された条例案に対するパブリックコメントにおいても、市外在住者や生駒市役所を居住地とする「生駒太郎」氏、匿名者から「投票資格者に永住外国人を入れるべきではない」という旨の意見が1500件以上寄せられました。

平成23年には推進会議の一委員に直接危害が及び、市長が抗議および謝罪要求を行う事態にまで発展。その一方で、平成22年9月ごろから住民投票に法的拘束力を持たせるとする国の動きや外国人登録法の廃止の動き(平成24年7月)などを見守っていたこともあり、長い間、条例提案の見通しが立たずにいました。

昨年12月定例会において、塩見は、市長2期目任期のマニフェストの検証の一環で市民投票条例制定についての考えを一般質問。山下市長からは時期についての言及こそありませんでしたが「このまま店晒しにしておくつもりはない」とのと答弁を得ていました。

*議案の争点は投票資格者と市長の発議

提出された市民投票条例案のポイントは、右の囲みのとおりです。このうち、企画総務委員会では、外国人に投票資格を与えることについてと市長だけは単独で発議できることについて(赤字の部分)、質疑が集中しました。(次ページに続く)

生駒市市民投票条例のポイント

○投票に付することができる事項

現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項で、市民に直接その賛否の意思を問う必要があると認められるもの。

*市の権限に属さない事項は対象外だが、市としての意思を明確に表示しようとする場合は対象となりうる。

*特定の地域にだけ関係する事項は対象外

○投票資格者

・18歳以上の日本国籍を有する者で、住民基本台帳に3か月以上記録されているもの。

・定住外国人のうち特別永住者または永住者の在留資格を持ち、3か月以上住民基本台帳に記録されているもの。

・永住者以外の在留資格者で5年を超えて住民基本台帳に記録されているもの。(いずれも18歳以上)

○発議者

・投票資格者(総数の6分の1の連署が必要)からの請求

・議会(12分の1以上の賛成を得て提案、過半数の議決が必要)

・市長(市民自治推進委員会に意見を求めることができる。)

○投票成立要件など

最低投票率などの投票の成立要件は設けないが、賛否どちらか過半数の結果が、投票資格者総数の4分の1以上に達した時は、議会及び市長は結果を尊重する。

塩見牧子(しおみまきこ) 1965年3月8日大阪生まれ。1972年に生駒に移り住む。生駒東小学校、緑ヶ丘中学校、京都女子高等学校、同大学卒業。同大学大学院文学研究科修了。会社員、学校図書館司書、中・高非常勤講師を経て2007年4月から生駒市議会議員。(現在2期目) 将来世代にツケを残さないサステナブル(持続可能)なまちづくりと、市民の声を政策に転換できる議会の形成を目指しています。